

財務省第11入札等監視委員会

平成26年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成26年12月17日(水) 四国財務局第二会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 平井 健之 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 岡林 正文 (公認会計士)	
審議対象期間	平成26年7月1日(火)～平成26年9月30日(火)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名：平成26年度秦住宅ほか1住宅量水器取替工事 契約相手方：長尾環境設備株式会社 契約金額：7,017,840円 契約締結日：平成26年7月31日 担当部局：四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名：高松国税局管内税務署の電子地図データ補正入力等に従事する労働者派遣業務 契約相手方：ヒューマンリソシア株式会社 契約金額：1,605,592円 契約締結日：平成26年8月7日 担当部局：高松国税局
		契約件名：入退室管理システムの調達 契約相手方：株式会社四国日立システムズ 契約金額：3,217,320円 契約締結日：平成26年9月30日 担当部局：高松国税局
		契約件名：平成26年度愛媛県内合同宿舍消防用設備等点検業務一式 契約相手方：上田消防建設株式会社松山店 契約金額：1,965,600円 契約締結日：平成26年8月8日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	※競争入札(物品役務等)の「高松国税局管内税務署の電子地図データ補正入力等に従事する労働者派遣業務」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「高松国税局管内税務署の電子地図データ補正入力等に 従事する労働者派遣業務」 契約相手方：ヒューマンリソシア株式会社 契約金額：1,605,592円 契約締結日：平成26年8月7日 担当部局：高松国税局</p> <p>席上配布資料では、補正により路線価の対象から外れた 道路があるが、誰が何をもって判断したのか。</p> <p>実地確認の必要性もあることから各県1名ずつの派遣 にしたのは分かったが、それならば入札を各県ごとの4 グループに分ければ、1者応札を回避できたのではないか。</p> <p>この業務はどのくらいの周期で行うのか。 また、落札業者は同じなのか。</p>	<p>路線価の設定の必要性は、税務署の評価担当職員が、 現地調査等の結果により判断している。</p> <p>4グループに分ければ、1グループあたりの契約金 額は約40万円と少額であり、業者が入札に参加するメ リットが少なくなることから、県によっては応札業者 がないという可能性もあったため、今回はスケール メリットを考え、グループ分けはしていない。</p> <p>前回は4年前、その前は3年前に行っている。 今回の落札業者も前回の入札には参加しているが、 別の業者が落札している。</p>
<p>【案件2】 「第26年度 秦住宅ほか1住宅量水器取替工事」 契約相手方：長尾環境設備株式会社 契約金額：7,017,840円 契約締結日：平成26年7月31日 担当部局：四国財務局</p> <p>国の予定価格と業者の応札価格になぜ大きな差が生じ ているのか。</p> <p>今回、集中検針盤の取替も含まれるが、交換時期の目安 は。</p>	<p>応札者から、各量水器製造所間の価格競争によるも の、自社社員の施工による単価の低減並びに、同一製 品のため作業効率が良く、短期間で完了できるため工 事価格の低廉ができるとし、当該価格で応札したもの と聞いている。</p> <p>工事対象の2住宅とも、建設当初より附帯設備とし て国が設置しているもので、量水器の交換時期にその 都度集中検針盤の状況を見て判断し、交換を決めてい る。</p>

【案件3】

「入退室管理システムの調達」

契約相手方：株式会社四国日立システムズ

契約金額：3,217,320円

契約締結日：平成26年9月30日

担当部局：高松国税局

予定価格の積算について、見積をとった業者に落札業者は含まれているのか。

見積の段階と実際の入札ではかなり金額が違うが、どのような部分で値引きをしたか分かるか。

【案件4】

「第26年度 愛媛県内合同宿舍消防用設備等点検業務」

契約相手方：上田消防設備(株)松山店

契約金額：1,965,600円

契約締結日：平成26年8月8日

担当部局：四国財務局

本件契約の履行期間を長期間（約7か月）で設定した理由は何か。

また、本件業務の中で各住宅の部屋の中に入る業務はあるのか。あるのであれば、どの様に対応しているのか。

参加資格は原則C等級であるが、下位のD等級を追加した理由は何か。

従前は、住宅毎に自治会が実施していたが、今年度から国が実施するようになったのか。

本件業務が55.7%と比較的安価で落札した理由として考えられるものは何か。

最も安価な見積を出してきたのが落札業者である。落札業者は調達前のシステムも取り付けており、ノウハウがあること、また、国税局の仕事を他社に取られなくなかったこともあり、入札額が低くなったものと思われる。

そこまでは分からないし、そこまで踏み込んだ部分は落札業者にも聞けない。

入札額が低くなっているのは企業努力と思われる。また、今回の案件は低入札価格の調査の対象ではないため、そこまでは確認していない。

本業務は消防法に定められている機器点検、総合点検の点検周期に基づき、履行期間を決定したものである。

室内での点検業務は自動火災報知設備及び避難ハッチがあり、受注者から業務計画書を提出させ、効率的に行うよう指導している。また、入居者には事前周知を行い、業務に支障が生じないように協力要請している。

多くの者に入札参加してもらい、競争性を高める観点から追加したものである。

また、等級については、消防用設備等点検が一般的な業務であることを勘案し、下位のD等級で十分に履行できると判断した。

愛媛県においては前年度より国が実施することとした。

消防用設備等点検業務が一般的な業務であること、また、落札業者は同種の業務を公営住宅等で多く受け持っていることから、量が確保されており落札額に反映されたものと考えられる。